



第100・101号

(昭和43年3月・4月)

目次

関係法令 2

学内規則 3

富山大学金庫管守要項 3

富山大学事務分掌内規の一部を改正する内規 4

富山大学職員ホール運営内規の一部を改正する内規 6

富山大学物品管理事務取扱細則の一部を改正する細則 6

富山大学債権管理事務取扱要項の一部を改正する要項 8

富山大学支出負担行為等事務取扱要項の一部を改正する要項 8

富山大学の宿舍等における公用電話設置内規の一部を改正する内規 15

富山大学における予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規の一部を改正する内規 15

富山大学における出納官吏等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規 16

富山大学における一般競争参加資格審査員等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規 17

富山大学本部防火対策委員会内規の一部を改正する内規 17

富山大学本部消防隊内規の一部を改正する内規 17

富山大学科学研究費補助金経理取扱内規の一部を改正する内規 17

富山大学大学院学則の一部を改正する学則 17

富山大学大学院薬学研究科規則の一部を改正する規則 18

富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則 18

富山大学大学院薬学研究科委員会規則の一部を改正する規則 19

富山大学大学院工学研究科委員会規則の一部を改正する規則 19

富山大学学生守則の一部を改正する守則 19

富山大学学生会館運営学生委員会規程の一部を改正する規程 19

富山大学国有財産使用規則の一部を改正する規則 20

富山大学認定講習委員会規程の一部を改正する規則 20

富山大学公務員宿舍委員会規程の一部を改正する規則 20

富山大学レクリエーション委員会規程の一部を改正する規則 20

富山大学事務組織規則の一部を改正する規則 20

富山大学文書処理規則の一部を改正する規則 21

富山大学文書決裁規則の一部を改正する規則 24

富山大学健康安全管理組織規程の一部を改正する規則 27

富山大学国有財産取扱規則の一部を改正する規則 27

富山大学図書館資料管理事務取扱規則の一部を改正する規則 28

富山大学警務員服務規則の一部を改正する規則 29

富山大学防火管理規則の一部を改正する規則 29

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則 29

富山大学計算センター運営委員会規則の一部を改正する規則 29

富山大学建築委員会規則の一部を改正する規則 29

富山大学補導協議会規程の一部を改正する規則 29

富山大学入学試験管理委員会規程の一部を改正する規則 30

富山大学硬式庭球施設運営委員会規則の一部を改正する規則 30

富山大学学寮補導委員会規則の一部を改正する規則 30

富山大学授業料減免選考委員会規程の一部を改正する規則 30

富山大学文化部会規程の一部を改正する規則 30

富山大学体育部会規程の一部を改正する規則 31

諸会議 31

人事異動 31

学内諸報 37

昭和42年度卒業式 37

昭和42年度大学院学位記授与式 37

昭和43年度入学試験 37

教養部長の改選 37

部制ならびに学生部次長制の設置 37

レクリエーション	37
学内囲碁大会，富山地区共同事業卓球大会 ..	37
昭和43年度入学式	38
昭和43年度大学院入学式	39
教育学部附属中学校々舎竣工式	39
教官の外国出張	39
職員消息	39
主要日誌	40

関 係 法 令

(官報掲
載月日)

法 律

所得税法の一部を改正する法律 (21) 4 . 20

政 令

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令 (50) 3 . 30

公立高等学校の設置，適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (51) 〃

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令 (60) 〃

文部省組織令の一部を改正する政令 (77) 4 . 17

義務教育費国庫負担法第2条但書の規定に基づき教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令 (91) 4 . 18

義務教育費国庫負担法に基づく教材費の国庫負担の限度額算出の基礎となる額を定める政令の一部を改正する政令 (92) 〃

公立養護学校整備特別措置法施行令の一部を改正する政令 (93) 〃

所得税法施行令の一部を改正する政令 (95) 4 . 20

省 令

へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令 (文部2) 3 . 18

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令 (文部3) 3 . 28

日本学術振興会の財務及び会計に関する省令 (文部4) 3 . 29

図書館法施行規則の一部を改正する省令 (同5) 〃

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 (同6) 3 . 30

大学設置基準の一部を改正する省令 (同7) 4 . 1

国立大学の学科及び課程並に講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令 (同8) 〃

日本育英会が特別貸与を行う場合の認定方法に

関する省令の一部を改正する省令 (同9) 〃
文部省設置法施行規則の一部を改正する省令 (同11) 4 . 17

規 則

採用試験の一部を改正する規則 (人事院8-18) 3 . 22

俸給等の支給の一部を改正する規則 (同9-7) 3 . 27

初任給，昇格，昇給等の基準の一部を改正する規則 (同9-8) 〃

最高号俸をこえる俸給月額を受ける職員の昭和42年改正法附則第14項の規定に基づく俸給月額に関する規則 (同9-50) 3 . 27

職員の保健及び安全保持の一部を改正する規則 (同10-4) 〃

隔遠地手当の一部を改正する規則 (同9-31) 3 . 29

職員の任免の一部を改正する規則 (同8-12) 4 . 1

行政職俸給表 (一) の8等級の官職等への任用候補者名簿による職員の任用に関する特例等の一部を改正する規則 (同8-13) 〃

俸給表の適用範囲の一部を改正する規則 (同9-2) 〃

指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額の一部を改正する規則 (同9-42) 〃

会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則 (会計検査院1) 〃

俸給等の支給の一部を改正する規則 (人事院9-7) 4 . 17

訓 令

国立大学又は国立大学の学部置く分校を定める訓令の一部を改正する訓令 (文部3) 3 . 30

国立大学の附属図書館に置く分館を定める訓令の一部を改正する訓令 (同4) 〃

国立大学の事務局等の部及び課に関する訓令の一部を改正する訓令 (同5) 〃

文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令 (同6) 4 . 1

文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令 (同7) 〃

文部省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正する訓令 (同8) 4 . 1

告 示

大学の設置を認可した件 (文部16~18) 3 . 2

短期大学の設置を認可した件 (同19~30) 〃

大学の学部の設置を認可した件 (同31~36) 〃

短期大学の学科の設置を認可した件 (同37~60) 3 . 4

短期大学における通信教育の開設を認可した件

(同61)	〃	大学院の設置を認可した件(同118~121)	4. 19
昭和43年科学研究費補助金奨励研究(B)の計画調書の提出期間を定める件(同62)	3. 11	技能教育のための施設を指定した件(同124~128)	4. 23
教員養成所の名称を変更する旨の届出があった件(同63)	〃	衛生検査技師学校の指定を取り消した件(同129)	〃
技能教育のための施設を指定した件(同64. 65)	3. 13	歯科衛生士学校を指定した件(同130)	〃
指定技能教育施設の連携措置に係る科目を指定した件(同66. 67)	〃	衛生検査技師法に規定する学校を指定した件(同131~133)	〃
博物館に相当する施設として指定した件(同68)	3. 18	高等学校衛生看護科の指定を取り消した件(同134)	4. 27
郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件(郵政195)	3. 22	測量法に規定する大学並に短期大学又は高等専門学校を認定した等の件(同135)	〃
郵便法等の規定に基づき郵便番号を記載する方法を定める件(同196)	〃	大学の廃止を認可した件(同136. 138. 139)	〃
短期大学の学科の設置を認可した件(文部69~72)	3. 27	大学院の廃止を認可した件(同137. 140)	〃
教員免許状授与の所要資格を得させるための課程を認定した件(同76・77)	4. 1	短期大学の廃止を認可した件(同141. 142)	〃
養護教諭養成機関を指定した件(同78)	〃	大学の学部の廃止を認可した件(同143~147)	〃
教員養成機関を指定した件(同79)	〃	短期大学の学科の廃止を認可した件(同148~152)	〃
養護教諭養成機関が廃止されたので指定の効力が消滅した件(同80)	〃	短期大学の位置変更を認可した件(同153)	〃
昭和43年度における教科書展示会の開始の時期および期間を指示する件(同81)	4. 4		
大学の設置を認可した件(同82~89)	〃		
短期大学の設置を認可した件(同90~96)	〃		
技能教育のための施設を指定した件(同97)	〃		
指定技能教育施設の連携措置に係る科目を指定した件(同98)	〃		
あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゆうり師、柔道整復師に関する法律の規定に基づき学校を認可した件(同99)	4. 5		
文部省共済組合運営規則の一部を改正する件(同100)	4. 5		
大学の学部の設置を認可した件(105~105)	4. 8		
短期大学の学科の設置を認可した件(同106~108)	〃		
大学の名称を変更する旨の届け出があった件(同109・110)	〃		
昭和43年大学入学資格検定の施行期日、場所および出願の期限を定める件(同114)	4. 18		
日本育英会施行令第19条第3項第7号の規定による試験所又は研究所を指定した件(同115)	〃		
上記件の一部を改正する件(同116)	〃		
社会教育調査を行なう年度、期日及び調査の区分並びに調査票及び集計表の提出期限を定めた件(同117)	〃		

学 内 規 則

富山大学金庫管守要項の制定

富山大学金庫管守要項を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学金庫管守要項

文部省会計事務取扱規程(昭和38年文部省訓令第1号)第44条の規定に基づき、富山大学の金庫の管守責任者を定め、および金庫の取扱いを安全かつ確実に実施するためこの要項を制定する。

(定 義)

第1条 この要項において「金庫」とは、事務局経理部ならびに文理学部、教育学部、経済学部、薬学部、工学部、教養部、附属図書館、附属学校および経営短期大学の会計係(教養部、附属図書館および経営短期大学部にあつては総務係。附属学校にあつては附属学校係)におく金庫をいうものとする。

(金庫の保管内容)

第2条 金庫には、小切手帳、現金、有価証券、官印、貴重品および小切手帳の原符、その他重要書類を保管する。

2 小切手帳、現金および有価証券は、手提金庫に格納するものとする。

(管守責任者)

第3条 管守すべき金庫の管守責任者を別表のとおり指定する。

(金庫の鍵の保管)

第4条 金庫の鍵は、経理課長または事務長と管守責任者が保管する。

(官印箱の鍵の保管)

第5条 官印箱の鍵は、主管の課長または係長が保管する。

(手提金庫の鍵の保管)

第6条 手提金庫の鍵は、担当係長および管守責任者が保管する。

(施錠)

第7条 金庫の鍵は、それぞれの管守責任者が施錠する。ただし、手提金庫の鍵は、それぞれの担当係長が施錠する。

(施錠後の点検)

第8条 金庫の施錠後の点検は、別表のとおり指定する者が行ない、ダイヤルを回転させるものとする。

(職務の代行)

第9条 管守責任者に事故あるときは、そのつど部局長(事務局、各学部、教養部、附属図書館の長および経営短期大学の主事をいう)の指定する者がその職務を代行する。

附 則

- 1 この要項は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行により、従前の富山大学金庫管守要項(昭和39年2月5日制定)は、廃止する。

別 表

金庫管守責任者等指定表

部 局 等	管 守 責 任 者	ダイヤル点検者
事務局	出納係長	経理課長
文理学部	会計係長	事務長
教育学部	〃	〃
経済学部	〃	〃
薬学部	〃	〃
工学部	〃	〃
教養部	総務係長	〃
附属図書館	〃	〃
附属学校	附属学校係長	附属学校長
経営短期大学部	総務係長	事務長

富山大学事務分掌内規の一部改正

富山大学事務分掌内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学事務分掌内規の一部を改正する
内規

富山大学事務分掌内規(昭和39年2月10日制定)の一部

を次のように改正する。

この内規中「及び」を「および」に、「並びに」を「ならびに」に改める。

第8条を第10条とし、第4条から第7条まで2条ずつ繰り下げ、

第1章を次のとおり改める。

第1章 事務局

第1節 庶務部

(庶務課)

第1条 庶務課の所掌事務を次のように分掌する。

庶務係

- (1) 大学の事務の総括および連絡調整に関すること。
- (2) 儀式、会議および行事に関すること。
- (3) 外国出張および内国出張命令に関すること。
- (4) 学術団体との連絡に関すること。
- (5) 大学沿革の記録に関すること。
- (6) 休暇および勤務時間の管理に関すること。
- (7) 宿日直に関すること。
- (8) 渉外事務に関すること。
- (9) その他他の部、課、係に属しないこと。

文書係

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の収発、編集保存に関すること。
- (3) 文書の浄書に関すること。
- (4) 文書の形式、様式その他用語の統一に関すること。
- (5) 職員の各種証明の発行に関すること。
- (6) 大学要覧、学報等に関すること。

学事調査係

- (1) 学部、学科等の設置、改廃に関すること。
- (2) 学則その他諸規則等の制定、改廃に関すること。
- (3) 指定統計調査等に関すること。
- (4) 科学研究費の申請に関すること。
- (5) 在外研究員および内地研究員に関すること。
- (6) 学位に関すること。

(人事課)

第2条 人事課の所掌事務を次のように分掌する。

人事係

- (1) 職員の任免、分限および懲戒に関すること。
- (2) 職員の定員に関すること。
- (3) 職員の給与に関すること。
- (4) 扶養手当および通勤手当の認定に関すること。
- (5) 職員の等級別定数に関すること。
- (6) 職員の服務および勤務評定に関すること。
- (7) 名誉教授の称号に関すること。

職員係

- (1) 長期給付および退職手当に関すること。
- (2) 人事記録の作成および保存に関すること。
- (3) 公務災害補償に関すること。

- (4) 職員団体に関する事。
- (5) 職員の研修に関する事。
- (6) 職員の健康管理および福祉に関する事。
- (7) 職員の栄典および表彰に関する事。
- (8) 職員の宿舎の選考に関する事。

第2節 経理部

(主計課)

第3条 主計課の所掌事務を次のように分掌する。

総務係

- (1) 会計事務の企画および連絡調整に関する事。
- (2) 会計の監査および検査に関する事。
- (3) 会計の諸規則に関する事。
- (4) 会計官吏の命免に関する事。
- (5) 債権管理の総括事務に関する事。
- (6) 物品管理の総括事務に関する事。
- (7) 会計官吏の公印の管守に関する事。
- (8) 経理部の庶務に関する事。
- (9) 共済組合（長期給付および現金出納を除く。）に関する事。
- (10) 診療所の運営に関する事。
- (11) その他他の課、係に属しないこと。

司計係

- (1) 予算（文教施設整備費、防火施設整備費および災害復旧費を除く。）の要求に関する事。
- (2) 予算の配分に関する事。
- (3) 支出負担行為および確認に関する事。
- (4) 予算関係の調査報告に関する事。
- (5) 予算の流用および繰越に関する事。
- (6) 決算に関する事。
- (7) その他司計事務に関する事。

管財係

- (1) 国有財産の取得および処分に関する事。
- (2) 国有財産の維持、保存および運用に関する事。
- (3) 公務員宿舎の設置要求および管理に関する事。
- (4) 国有財産の計算証明および諸報告に関する事。
- (5) 財産の寄附受納に関する事。
- (6) 国有財産の売払に関する事。
- (7) 土地または建物等の借入れに関する事。
- (8) 防火、防災に関する事。
- (9) 学内の警備取締りに関する事。
- (10) 国有財産の市町村交付金に関する事。
- (11) その他管財事務に関する事。

(経理課)

第4条 経理課の所掌事務を次のように分掌する。

出納係

- (1) 歳入金の徴収および収納に関する事。
- (2) 歳出金の支出に関する事。
- (3) 債権の管理に関する事。

- (4) 歳入、歳出および債権の計算証明に関する事。
- (5) 支出元受に関する事。
- (6) 支出官の小切手振出等に関する事。
- (7) 歳入歳出外現金および有価証券に関する事。
- (8) 委任経理に関する事。

- (9) 科学研究費補助金等の経理に関する事。

- (10) 奨学資金の出納に関する事。

- (11) その他出納事務に関する事。

給与係

- (1) 人件費の経理および支出負担行為に関する事。
- (2) 給与の支払および所得税等の控除、払込に関する事。
- (3) 給与の前渡資金に関する事。
- (4) 職員別給与簿および基準給与簿の作成ならびに保管に関する事。
- (5) 共済組合の現金出納に関する事。

用度係

- (1) 物件費の経理および支出負担行為に関する事。
- (2) 物品の調達および役務に関する事。
- (3) 物品の管理に関する事。
- (4) 物品の計算証明に関する事。
- (5) 歳入の原因となる契約（他の部局、部課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 科学研究費等に係る物品の購入に関する事。
- (7) 物品の寄附受納に関する事。
- (8) 物品税等の免税申請に関する事。
- (9) 自動車の管理および運行に関する事。
- (10) 清掃および労務作業に関する事。
- (11) その他用度事務に関する事。

第3節 施設課

(施設課)

第5条 施設課の所掌事務を次のように分掌する。

企画係

- (1) 施設の整備計画に関する事。
- (2) 文教施設整備費、防火施設整備費および災害復旧費の予算に関する事。
- (3) 工事の支出負担行為に関する事。
- (4) 建物および工作物の調査に関する事。
- (5) 施設課の庶務に関する事。
- (6) その他他の係に属しないこと。

工営係

- (1) 土木および建築工事の設計に関する事。
- (2) 土木および建築工事費の積算に関する事。
- (3) 土木および建築工事の施工ならびに監督に関する事。
- (4) 土木および建築工事の検査に関する事。
- (5) 土木、建築および工作物の維持保全に関する事。

設備係

- (1) 設備工事の設計に関すること。
- (2) 設備工事費の積算に関すること。
- (3) 設備工事の施行および監督に関すること。
- (4) 設備工事の検査に関すること。
- (5) 電気、ガス、水道、電話および暖房設備等の維持保全に関すること。
- (6) 電気、ガスおよび暖房設備等の安全保持に関すること。
- (7) ボイラーの運転管理に関すること。

第6条に「(学生課)」, 第7条に「(厚生課)」, 第8条に「(各学部, 教養部)」, 第9条に「(附属図書館)」, 第10条に「(附属学校, 附属図書館の分館および図書室)」の見出しを加える。

附 則

この内規は, 昭和43年4月1日から施行する。

富山大学職員ホール運営内規の一部改正

富山大学職員ホール運営内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

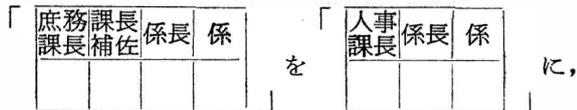
富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学職員ホール運営内規の一部を改正する内規

富山大学職員ホール運営内規(昭和42年1月1日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第2項, 第4条第2項, 第5条第1項および第4項中「庶務課長」を「人事課長」に, 第5条第2項中「庶務課職員係」を「人事課職員係」に改める。

別紙第1号様式中



「富山大学庶務課長殿」を「富山大学庶務部人事課長殿」に改める。

別紙第2号様式中「富山大学庶務課長」を「富山大学庶務部人事課長」に改める。

附 則

この内規は, 昭和43年4月1日から施行する。

富山大学物品管理事務取扱細則の一部改正

富山大学物品管理事務取扱細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学物品管理事務取扱細則の一部を

改正する細則

富山大学物品管理事務取扱細則(昭和35年4月22日制定)の一部を次のように改正する。

この規則中「及び」を「および」に, 「又は」を「または」に, 「若しくは」を「もしくは」に改める。

第3条および第20条中「事務局会計課長」を「経理部長」に改める。

別表第3の1物品出納官および代理物品出納官の表中, 代理物品出納官とする官職の項の事務局学生部欄の「総務係長」を「経理課長」に改める。

別紙第1号, 第2号, 第9号および第13号様式を別紙のとおり改める。

附 則

この細則は, 昭和43年4月1日から施行する。

別紙第1号様式

原 符		號 号	
請求部局名	請 求	年 月 日	
品 目	数 量		
規 格	備 考	消 耗 品 消 耗 品 以 外 記 帳 簿 類	

物 品 請 求 及 命 令 書				第 号	
部局名及長		物品出納官	昭 和 年 月 日		
物品		物品供用官	数		
目			量		
規 格			使 用 場 所		
理 由			備 考		
取得措置請求及命令	契約担当職員	用 意 係	取 扱 者	消 耗 品 消 耗 品 以 外 記 帳 簿 類	
	物品管理官 (分任物品管理官)	金 計 係 (控務係)			
受 入	払 出	受 領	返 納		
物品出納官	物品供用官	使 用 者			
年 月 日	年 月 日	年 月 日			
物品管理簿記帳	物品出納簿記帳	物品供用簿記帳			
年 月 日	年 月 日	年 月 日			
単 価	價 格	納 入			
分 類	細 分 類	種 類	記 号	番 号	物品管理通知書 第 号

物 品 管 理 通 知 書				第 号	
請求部局名		物品出納官	昭 和 年 月 日		
物品		物品供用官	物品出納簿記帳	年 月 日	
目			物品供用簿記帳	年 月 日	
規 格		使 用 場 所	物品管理官印	年 月 日	
単 価	價 格	納 入	通 知 番 号	第 号	
分 類	細 分 類	種 類	記 号	番 号	備 考
					消 耗 品 消 耗 品 以 外 記 帳 簿 類

別紙第2号様式

昭和		年度		部局名		物 品 分 類 換 伺						No.			
学 長	事 務 局 長	經 理 部 長 (物 品 管 理 官)	主 計 課 長	課 長 補 佐	總 務 係 長	係	部 局 長	事 務 局 長	補 佐	會 計 係 長	係	起 案		月	日
												決 裁		月	日
分 類 換 の 内 容	品 目	数 量	単 価	価 格	分 類 換 前			分 類 換 後							
					分 類	細 分 類	種 類	分 類	細 分 類	種 類					
分類換を必要とする理由							分類換月日		月	日					
							物品管理簿記帳		月	日					
							分類換告知書	告知月日		月	日				
								番 号	第	号					

別紙第9号様式

昭和		年度		部局名		生 産 品 の 受 入 れ お よ び 不 用 の 決 定 伺						No.	
学 長	事 務 局 長	經 理 部 長	主 計 課 長	課 長 補 佐	總 務 係 長	係	起 案		月	日			
							經 理 課 長	用 度 係 長	係 長	係	決 裁		月
部 局 長 (短大 主事)	事 務 局 長 (分任物品 管理官)	事 務 局 長 補 佐	會 計 係 長	係		物品管理簿 記 帳		月	日				
(部局名) (学科名) の実験実習製品として、実習主任教官から引継ぎに係る下記生産品を評価の上、受入れし、これを不用決定してよろしいかお伺いします。													
品 名		数 量	単 価	価 格		処 分 の 予 定							

別紙第13号様式

昭和		年度	部局名		物品不用決定伺										No.						
学長	事務局長	経理部長 (物理部)			主計課長	課長 補佐		係長		係		部局長		事務局長		事務長補佐		会計係長		係	
					経理課長							用度係長		係		起案		月		日	
												決裁		月		日					
分類	細分類	種類	記番号	取年月日	品目		数量	単価	価格	処分予定 売却解別	解体又は 廃業の理由	売却時期 及び 解体時期	売却 場所	その他 必要事項							

富山大学債権管理事務取扱要項の一部改正

富山大学債権管理事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学債権管理事務取扱要項の一部を
改正する要項

富山大学債権管理事務取扱要項(昭和32年7月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1の債権発生等通知(報告)義務者一覧表中義務者の項の「会計課長」を「経理課長」に、担当部局の項の「会計課」を「経理課」に改める。

別紙第1号、第2号、第3号、第9号、第10号、第11号、第11号の2および第12号の各書式中「富山大学会計課長」を「富山大学経理部長」に改める。

別紙第9号書式中「事務局会計課」を「経理課」に改める。

附 則

この要項は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学支出負担行為等事務取扱要項の一部改正

富山大学支出負担行為等事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学支出負担行為等事務取扱要項の
一部を改正する要項

富山大学支出負担行為等事務取扱要項(昭和39年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

この要項中「及び」を「および」に、「又は」を「また

は」に改める。

第4条第4項中「会計課」を「主計課」に改める。

別紙1の支出負担行為書起案分担表中、担当課係の項の「会計課用度係」を「経理課用度係」に改める。

同表中、五、六および七を次のとおり改め、七の次に八を加える。

五 職員の給与、退職手当、公務災害補償費の支出負担行為書	経理課給与係
六 本部関係の諸謝金および旅費の支出負担行為書	同上
七 奨学交付金の支出負担行為書	経理課出納係
八 財産の買入れ、市町村交付金の支出負担行為書	主計課管財係

別紙2の支出負担行為書案に添付すべき書類一覧表中、工事、製造の項の1見積書欄の第3項中「100万円未満」を「150万円未満」に、物品供給、その他の項の1見積書欄の第3項中「60万円未満」を「100万円未満」に改める。

同表、工事、製造の項の8その他の欄の第1項中「100万円以上」を「150万円以上」に、物品供給、その他の項の8その他欄の第1項中「60万円以上」を「150万円以上」に、「120万円以上」を「180万円以上」に改める。

様式第1号から第6号までならびに第12号、第14号、第15号、第17号および第22号様式を別紙のとおり改め、「様式第13号」の次に「様式第13号の2」を、「様式第15号」の次に「様式第15号の2」を加える。

様式第7号の3、4、5の各項目中「富山大学事務局 課」を「富山大学経理部」に、6の項目中「富山大学事務局会計課」を「富山大学経理部経理課」に改める。

様式第18号および第18号の1中「富山大学会計課」を「富山大学経理部経理課」に改める。

附 則

この要項は、昭和43年4月1日から施行する。

様式第1号 (日本標準規格B5)

国立学校特別会計		文 部 省 所 管		昭 和		年 度 歳 出		
支 出 負 担 行 為				支 出				
支出負担行為 担 当 官	主計課長	経理課長	事務長	支出官	支出官	主計課長	経理課長	事務長
	課長補佐	用度係長	事務長補佐		課長補佐	出納係長	事務長補佐	
	総務係長	係	起案係長		総務係長	用度係長	係長	
	司計係長	月 日			司計係長	係	係	
支出負担行為番号	第 号	確認の表示	確 認	支出簿登記済	月 日	支払通知月日	月 日	
支出負担行為月日	月 日	確認番号	第 号	小切手又は国庫金振替書番号	第 号	小切手又は国庫金振替書発行月日	月 日	
給付の完了の確認	月 日	確認月日	月 日	請求書受理月日	月 日	支払期限	月 日	
物品管理簿登記済	月 日	支出負担行為差引簿登記	月 日	支払通知番号	第 号	支払種別		
支出負担行為金額				支 出 金 額				
支出負担行為の相手方の住所氏名	見 積 書 昭和 年 月 日			受 取 人 の 氏 名	上記の金額を受領しました。 昭和 年 月 日			
					収 入 印 紙			
科 目	品 名		数 量	単 価	金 額	請求部局名	備 考	
項 目	国立学校							
	校 費							

(富 山 大 学)

様式第2号 (日本標準規格B5)

国立学校特別会計		文 部 省 所 管		昭 和		年 度 歳 出		
支 出 負 担 行 為				支 出				
支出負担行為 担 当 官	主計課長	経理課長	事務長	支出官	支出官	主計課長	経理課長	事務長
	課長補佐	出納係長	事務長補佐		課長補佐	出納係長	事務長補佐	
	総務係長	給与係長	起案係長		総務係長	給与係長	係長	
	司計係長	月 日			司計係長	係	係	
支出負担行為番号	第 号	確認の表示	確 認	支出簿登記済	月 日	補助簿登記済	月 日	
支出負担行為月日	月 日	確認番号	第 号	小切手又は国庫金振替書番号	第 号	小切手又は国庫金振替書発行月日	月 日	
補助簿登記済	月 日	確認月日	月 日	支払通知番号	第 号	支払通知月日	月 日	
支出負担行為差引簿登記	月 日	支出負担行為金額		支払種別		支出金額		
受 給 者 住 所 氏 名				受 取 人 の 氏 名	上記の金額を受領しました。 昭和 年 月 日			
科 目	摘 要		給 与 額	控 除				
項 目	国立学校			種 別	小切手又は国庫金振替書番号	小切手又は国庫金振替書発行月日	金 額	
				共済組合短期掛金	第 号	月 日		
				共済組合長期掛金	第 号	月 日		
				所 得 税	第 号	月 日		
				合 計				
				差 引 支 給 額				

(富 山 大 学)

様式第3号(日本標準規格B5)

国立学校特別会計		文 部 省 所 管		昭 和		年 度 歳 出		
支 出 負 担 行 為				支 出				
支出負担行為担当官	主計課長	経理課長	事務長	支出官	支出官	主計課長	経理課長	事務長
	課長補佐	出納係長	事務長補佐		課長補佐	出納係長	事務長補佐	
	総務係長	係	起案係長		総務係長		係長	
	副計係長		月 日		副計係長	係	係	
支出負担行為番号	第 号	確認の表示	確認	支出簿登記済	月 日	概算払整理簿登記済	月 日	
支出負担行為月日	月 日	確認番号	第 号	小切手番号	第 号	小切手振出月日	月 日	
支出負担行為差引簿登記	月 日	支出負担行為額		支出種別		支出金額		
受給者				受取人の氏名	上記の金額を受領しました。 昭和 年 月 日			
科 目	旅 費 種 類	一 等 運 賃	二 等 運 賃	旅 行 地	旅 費 額			
項 目	鉄 道 賃 (急行料金を含む)							
	船 賃							
	車 賃							
	日 当							
	宿 泊 料							
	着 後 手 当	円	移 転 料	円	甲 乙 扶 養 家 族 移 転 料	円計		
	航 空 賃	円	食 卓 料	円	支 度 料	円計		
						合 計		
自 至	月 日	日 間						

(富 山 大 学)

様式第4号(日本標準規格B5)

国立学校特別会計		文 部 省 所 管		昭 和		年 度 歳 出		
支 出 負 担 行 為				支 出				
支出負担行為担当官	主計課長	経理課長	事務長	支出官	支出官	主計課長	経理課長	事務長
	課長補佐	用度係長	事務長補佐		課長補佐	出納係長	事務長補佐	
	総務係長	係	起案係長		総務係長	用度係長	係長	
	副計係長		月 日		副計係長	係	係	
支出負担行為番号	第 号	確認の表示	確認	支出簿登記済	月 日	補助簿登記済	月 日	
支出負担行為月日	月 日	確認番号	第 号	小切手又は国庫金振替書番号	第 号	小切手又は国庫金振替書発行月日	月 日	
給付の完了の確認	月 日	確認月日	月 日	請求書受理月日	月 日	支払期限	月 日	
支出負担行為差引簿登記	月 日	支出負担行為額		支払通知月日	月 日	支出金額		
支出負担行為の相手方の住所氏名				受取人の氏名	上記の金額を受領しました。 昭和 年 月 日			
科 目	摘 要		金 額					
項 目	国 立 学 校							
	校 費							

(富 山 大 学)

様式第5号

競 争 入 札 決 議 書

事務局長	経理部長	主計課長	課長補佐	総務係長	司計係長		係	起 案
								年 月 日
		課長	課長補佐	係長	係長	係 長	係	決 裁
								年 月 日

下記のとおり 競争に付してよろしいかお伺いします。

競争に付する事項		予 定 価 格	別封の調書のとおり
入札開札期日	昭和 年 月 日 時	図面、仕様書 又はカタログ等	別紙のとおり
入札場所		指名者一覧表	別紙のとおり
契約方法		契約適用条項	
入札保証金		契約保証金	
入札公告(案) (指名通知書案)	別紙のとおり	契約書(案)	別紙のとおり
支出科目		備 考	

様式第6号

決 裁 年 月 日	昭和 年 月 日	起 案 年 月 日	昭和 年 月 日
支出負担行為担当 事 務 局 長	経理部長	主計課長 経理課長 施設課長	事 務 長
(件 名)			
について下記のとおり予定価格を定めてよろしいでしょうか。 記			
予 定 価 格 調 書			
1. 工 事 名			
2. 予 定 価 格 金 円 也			
算出内訳は別紙のとおり			
以上のとおり予定価格を定めます。			
昭和 年 月 日			
調 製 者			

様式第12号

昭和	年度才出	部局名		No
----	------	-----	--	----

謝 金 支 出 決 議 書

事務局長	理経部長	主計課長	課長補佐	総務係長	主計係長	係	請求 部局	次 長	副長(事務長)	補 佐	係 長	係 長	係 長	係
		経理課長	出納係長	係長	係長	係		起 案 年 月 日			年	月	日	
								決 裁 年 月 日			年	月	日	

下記により謝金を支出してよろしいかお伺いします

実施月日及び時間数	昭和 年 月 日	自	時	至	時	時間
内 容						
相手方住所氏名						
謝 金 額	金 円 也					
算 出 基 礎						
備 考	代理受領させる場合、その他必要事項を記入のこと。					

様式第13号の2

工 事 施 行 決 議 書

事務 局長	施設 課長	課長 補佐	係長	係長	係長	係長	係	起案	月	日
								決裁	月	日

(合 議・部課長・係 長)

下記のとおり工事を施行してよろしいかお伺いします。

工 事 名	
工 事 理 由	
予 定 価 格	
図面仕様書カタログ等	
契約方法及び適用条項	
支 出 科 目	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第14号

昭和	年度支出	部局名											No.		
雇 入 決 議 書												起 案	月	日	
												決 裁	月	日	
事務局長	経理部長	主計課長	課長補佐	総務係長	司計係長	係	課 長 (事務長)	補佐	係長	係長	係	請求	部局		
		経理課長	出納係長	用度係長	係										
下記のとおり雇入してよろしいかお伺いします。															
目 的							期 間	自昭和	年	月	日	至昭和	年	月	日
氏 名	住 所						単 価	延人員	金 額						
							円		円						
支 出 科 目															
備 考															

様式第15号 (日本標準規格B5)

製 造 請 負 ・ 物 品 供 給 契 約 決 議 書											
事務	経理	主計	課長	総務	司計	係	起 案	月	日		
局長	部長	課長	補佐	係長	係長	係	決 裁	月	日		
		経理	用度	係長	係						
		課長	係長								
製造請負 下記のとおり物品供給契約してよろしいかお伺いします。 その他											
契 約 事 項						仕 様 書 図 面 カ タ ロ グ 等					
契 約 方 法						予 定 価 格					
適 用 条 項						契 約 保 証 金					
入 札 書 (見 積 書)						支 出 科 目					
落 札 者 住 所 氏 名						そ の 他	その他別紙2に規定された添付書類で必要なもの				
契 約 書 案											

様式第15号の2 (日本標準規格B5)

工 事 契 約 決 議 書

事務 局長	施設 課長	課長 補佐	係長	起 案							
										月	日
										決 裁	
										月	日

(合 議・部課長・係 長)

下記のとおり工事請負契約してよろしいかお伺いします。

契 約 事 項		仕 様 書・図 面 カ タ ロ グ 等	
契 約 方 法		予 定 価 格	
適 用 条 項		契 約 保 証 金	
入 札 書 (見 積 書)		支 出 科 目	
落 札 者 住 所 氏 名		そ の 他	その他別紙2に規定された添付書類で 必要なもの。
契 約 書 案			

様式第17号 (日本標準規格B5)

会計	文部省所管	昭和	年度歳出	部局名	No.
----	-------	----	------	-----	-----

前 金 払 に 対 す る 精 算 明 細 書

支出負担 行為 担当官	支出官	主計課長	課長補佐	総務係長	司計係長	管財係長	係	課長 (事務長)	補佐	係長	係長	係長
		經理課長	出納係長	用度係長	係長	係	起 案 年 月 日			係		

完 了 済	昭和 年 月 日	前 金 払 額	円
検 収 年 月 日	昭和 年 月 日	小切手又は国庫金振替書発行年月日	昭和 年 月 日
支 出 負 担 行 為 年 月 日	昭和 年 月 日	小切手又は国庫金振替書番号	第 号
支 出 負 担 行 為 確 認 番 号	第 号	支 出 簿 登 記 済	昭和 年 月 日
支 出 負 担 行 為 差 引 簿 登 記 済	昭和 年 月 日	反 対 給 付 完 了 済 額	円
支 出 負 担 行 為 額	円	支 出 の 金 額 と れ い 入 額	円
相手方の住所氏名		歳 入 組 入 済 額	円

科 目	摘 要	金 額	備 考
		円	

様式第22号

昭和	年度支出	部局名		No.						
支出負担行為請求書										
事務 局長	經理 部長	主計 課長 經理 課長	課長 補佐	総務 係長 用度 係長	係	本 部	部 長 (次長) 事務長	課 長 補 佐	係長	係
支出負担行為月日		昭和 年 月 日			起 案	昭和 年 月 日				
					決 裁	昭和 年 月 日				
目 的										
品 名										
数 量										
価 格										
支 出 科 目					備 考					

富山大学の宿舍等における公用電話設置内規の一部改正

富山大学の宿舍等における公用電話設置内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学の宿舍等における公用電話設置内規の一部を改正する内規

富山大学の宿舍等における公用電話設置内規（昭和40年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

この内規中「及び」を「よおよび」に、「又は」を「または」に改める。

第4条第2項中「会計課用度係」を「經理課用度係」に改める。

第6条中「事務局会計課」を「經理課」に改める。

別表中、本部欄を次のとおり改める。

本 部	学長，学生部長，事務局長，部長，学生部次長，課長
-----	--------------------------

附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学における予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規の一部改正

富山大学における予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学における予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規の一部を改正する内規

富山大学における予算執行職員の補助者の官職指定に関する内規（昭和41年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

この内規中「及び」を「および」に改める。

第3条中「会計課総務係」を「主計課総務係」に改める。

別表1の支出負担行為担当官の補助者の表中、事務局、学生部および各部局欄を次のとおり改める。

	經 理 部 長	支出負担行為の全般総括
	主 計 課 長	(1)支出負担行為の総括補助 (2)支出負担行為担当官印の保管および押印

事務局 学生部 および 各部局	主計課	主計課課長補佐	支出負担行為に関する関係書類の審査
		総務係長	支出負担行為に関する関係書類の監査
		司計係長	(1)支出負担行為計画示達に関すること。 (2)支出負担行為に係る書類の予算上の監査
		管財係長	財産の買入れ、市町村交付金の支出負担行為および検査に関すること。
		経理課長	経理課に属する支出負担行為の総括
	経理課	出納係長	奨学交付金の支出負担行為に関すること。
		給与係長	(1)職員の給与、退職手当、公務災害補償費の支出負担行為に関すること。 (2)諸謝金および旅費の支出負担行為（学部等の補助者に係る事務を除く。）に関すること。
		用度係長	物品、役務の支出負担行為および検査（学部等の補助者に係る事務を除く。）に関すること。
	施設課	施設課長	工事に係る支出負担行為の全般総括、工事設計の委嘱に関すること。
		施設課課長補佐	施設課長に規定する事項の補助 工事設計委嘱の完了検査に関すること。
		企画係長	工事の支出負担行為に関すること。
		工営係長	土木・建築工事の検査に関すること。
		設備係長	設備工事の検査に関すること。

別表2の契約担当官の補助者の表中、事務局、学生部および各部局欄を次のとおり改める。

事務局 学生部 および 各部局	主計課	経理部長	契約事務の全般総括
		主計課長	(1)契約の総括補助 (2)契約担当官印の保管および押印
		主計課課長補佐	契約に関する関係書類の審査
	総務課	総務係長	契約に関する書類の監査
		管財係長	国有財産の契約に関すること
	経理課	経理課長	経理課に属する契約の総括
		用度係長	国有財産以外の契約（教育学部生産品の契約を除く。）に関すること。

別表3の支出官の補助者の表中、事務局、学生部および各部局欄を次のとおり改める。

事務局 学生部 および 各部局	主計課	主計課長	支出負担行為の確認総括
		主計課課長補佐	支出負担行為の確認総括補助
		総務係長	支出に関する関係書類の監査
		司計係長	(1)支出負担行為の確認に関すること。 (2)支出負担行為差引簿の記帳
		管財係長	財産の買入れ、市町村交付金の支出決議書案の作成に関すること。
	経理課	経理課長	(1)支払事務全般総括 (2)支出官印の保管および押印
		出納係長	(1)小切手帳（国庫金振替書を含む。）の保管および小切手の作成（押印を除く。）ならびに交付通知に関すること。 (2)奨学交付金の支出決議書案の作成に関すること。
		給与係長	(1)職員の給与、退職手当、公務災害補償費の支出決議書案の作成に関すること。 (2)諸謝金および旅費の支出決議書案の作成に関すること。
		用度係長	物品、役務の支出決議書案（学生等の補助者に係る事務を除く。）の作成に関すること。
		施設課企画係長	管繕工事の支出決議書案の作成に関すること。

附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学における出納官吏等の官職指定に関する内規の一部改正

富山大学における出納官吏の官職指定に関する内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学における出納官吏等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規

富山大学における出納官吏等の官職指定に関する内規（昭和41年3月3日制定）の一部を次のように改正する。
この内規中「及び」を「および」に改める。

第3条中「会計課総務係」を「主計課総務係」に改める。

別表1の資金前渡官吏および出納員の表中、資金前渡官吏として指定する官職の項の「出納係長」を「給与係長」に改める。

附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学における一般競争参加資格審査員等の官職指定に関する内規の一部改正

富山大学における一般競争参加資格審査員等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学における一般競争参加資格審査員等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規

富山大学における一般競争参加資格審査員等の官職指定に関する内規（昭和41年3月3日制定）の一部を次のように改正する。

この内規中「及び」を「および」に改める。

第3条中「会計課総務係」を「主計課総務係」に改める。

別表中、左欄の職を行なう者として指定する官職の項の審査員欄および意見の表示義務者欄のうち「会計課長」を「**会計課長**」に、「**経理部長**」に、同項の資格審査委員欄の「**施設課長**」を「**経理部長**」「**主計課長**」「**施設課長**」に改める。

附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学本部防火対策委員会内規の一部改正

富山大学本部防火対策委員会内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学本部防火対策委員会内規の一部を改正する内規

富山大学本部防火対策委員会内規（昭和40年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

この内規中「及び」を「および」に、「並びに」を「ならびに」に、「又は」を「または」に、「若しくは」を「もしくは」に改める。

第2条を次のとおり改める。

第2条 委員会は、次の職員で組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 学生部長
- (3) 庶務部長、経理部長および学生部次長
- (4) 庶務課長、人事課長、主計課長、経理課長、施設課長、学生課長および厚生課長

第5条中「会計課」を「主計課」に改める。

附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学本部消防隊内規の一部改正

富山大学本部消防隊内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学本部消防隊内規の一部を改正する内規

富山大学本部消防隊内規（昭和40年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

この内規中、「及び」を「および」に、「又は」を「または」に改める。

第7条中「会計課」を「主計課」に改める。

別表1の富山大学本部消防隊編成表中「庶務課職員」を「庶務部職員」に、「会計課職員」を「経理部職員」に改める。

（備考）1中「会計課長」を「経理部長」に、2中「各課長及び課長補佐」を「学生部長ならびに事務局各部長、学生部次長、各課長および課長補佐」に改める。

附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学科学研究費補助金経理取扱内規の一部改正

富山大学科学研究費補助金経理取扱内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和43年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学科学研究費補助金経理取扱内規の一部を改正する内規

富山大学科学研究費補助金経理取扱内規（昭和41年9月10日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「会計課長」を「経理課長」に改める。

第5条第2項中「富山大学会計課長」を「富山大学経理部経理課長」に改める。

附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学大学院学則の一部改正

富山大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院学則の一部を改正する学則

富山大学大学院学則（昭和42年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

第3条中工学研究科の「機械工学専攻」の次に「生産機械工学専攻」を加える。

第6条中の表を次のとおり改める。

研究科名	専攻名	入学定員	総定員
薬学研究科	薬学専攻	20名	40名
工学研究科	電気工学専攻	10名	20名
	工業化学専攻	8名	16名
	金属工学専攻	8名	16名
	機械工学専攻	10名	20名
	生産機械工学専攻	8名	8名
合 計		64名	120名

第6章の章名を削る。

第17条の次に次の1章を加える。

第6章 課程修了の認定

（修士課程の修了および認定）

第18条 修士課程の修了者は、2年以上在学して所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格した者とする。

2 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会で選出した審査委員がこれを行ない、その合格および不合格は、審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定する。

第7章を次のとおり改める。

第7章 学位

（学位の授与）

第19条 修士課程を修了した者には、次の学位を与える。

薬学研究科 薬学修士

工学研究科 工学修士

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第28条を削り、第27条を第28条とし、第19条から第26条まで1条ずつ繰り下げる。

第22条（見出しを含む。）中「入学志願者」を「入学を志願する者」に改める。

第23条を次のとおり改める。

第23条 入学を志願する者に対しては、選考を行なうものとし、選考の方法は別に定める。

第25条を次のとおり改める。

第25条 第23条に定める選考の結果合格し、入学しようとする者は、別に定めるところにより入学手続きを行なわなければならない。

2 入学手続きを完了しないものは、入学を許可しない。

第27条中「入学志願者」を「入学を志願する者」に改める。

第28条を次のとおり改める。

第28条 入学料は、金4,000円とし、第25条に定める入学手続きを行なうとき、納めなければならない。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学大学院薬学研究科規則の一部改正

富山大学大学院薬学研究科規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院薬学研究科規則の一部を改正する規則

富山大学大学院薬学研究科規則（昭和42年5月19日制定）を次のように改正する。

第8条を次のとおり改める。

第8条 合格した各授業科目の成績は、優、良および可で表示する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学大学院工学研究科規則の一部改正

富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則

富山大学大学院工学研究科規則（昭和42年5月19日制定）を次のように改正する。

第7条を次のとおり改める。

第7条 合格した各授業科目の成績は、優、良および可で表示する。

別表中専攻課程の項の工業化学専攻欄の「工業物理学」を「応用物理化学」に改める。

同表機械工学専攻欄の次に次の1欄を加える。

生産機械工学 専攻	切削加工	切削加工学特論	2	○印は必修
		精密加工学特論	4	
		塑性加工学特論	4	
	塑性加工	金属塑性学特論	4	
		精密測定学特論	4	
		計測工学特論	2	
		制御理論特論	2	
	工業計測	制御要素特論	4	
		応用数学特論	2	

制御機器	○生産機械工学 演習及び実験	4
	○課題研究第一	8
	○課題研究第二	8
	研究論文	

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学大学院薬学研究科委員会
規則の一部改正

富山大学大学院薬学研究科委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院薬学研究科委員会規則の
一部を改正する規則

富山大学大学院薬学研究科委員会規則（昭和42年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学大学院工学研究科委員会
規則の一部改正

富山大学大学院工学研究科委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学大学院工学研究科委員会規則の
一部を改正する規則

富山大学大学院工学研究科委員会規則（昭和42年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学学生守則の一部改正

富山大学学生守則の一部を改正する守則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学生守則の一部を改正する守則

富山大学学生守則（昭和24年11月18日制定）の一部を次のように改正する。

第6条中「入学の始め」を削除する。

第8条中「当該学部長」を「聴講を希望する学部長」に

改める。

第14条を次のとおり改める。

第14条 第10から第13条までに規定する届け出は、学部長を経て学長に2通提出しなければならない。ただし、構成員が2学部以上にわたる場合は、学生部長を経て学長に提出するものとする。

様式(1)を別紙のとおり改める。

附 則

1 この守則は、昭和43年4月1日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

2 この守則を教養部において適用する場合は、守則中「学部」を「教養部」と、「学部長」を「教養部長」と読み替えるものとする。

様式 (1)

在 学 誓 書

富山大学長 殿

私は、貴学に入学のうえは、学則および諸規則を守り、これに基づき義務を履行することを、保証人と連署して誓約します。

昭和 年 月 日

学部 学科 (課程)	氏名 (姓)	昭和 年 月 日生	男女 ◎ 男 ◎ 女
本 籍	都道府県 市区 町 村	番地	
現 住 所	都道府県 市区 町 村	番地	
保 証 人 (父兄またはこれに準ずる者)	氏名 (姓)	昭和 年 月 日生	◎
本 籍	都道府県 市区 町 村	番地	
現 住 所	都道府県 市区 町 村	番地	
本人との関係	職 業		
保 証 人 (国内に居住し日本の国籍をもつ独立生計者)	氏名 (姓)	昭和 年 月 日生	◎
本 籍	都道府県 市区 町 村	番地	
現 住 所	都道府県 市区 町 村	番地	
本人との関係	職 業		

富山大学学生会館運営学生委員会
規程の一部改正

富山大学学生会館運営学生委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学生会館運営学生委員会規程の
一部を改正する規程

富山大学学生会館運営学生委員会規程（昭和40年5月31日制定）の一部を次のように改正する。

第3条中「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行し、昭和43年3月6日から適用する。

富山大学国有財産使用規則の一部改正

富山大学国有財産使用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学国有財産使用規則の一部を改正する規則

富山大学国有財産使用規則（昭和33年9月12日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「本学国有財産取扱規程」を「本学国有財産取扱規則」に改める。

第5条中「別紙第2号および第3号様式」を「別紙第2号または第3号様式」に改める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学認定講習委員会規程の一部改正

富山大学認定講習委員会規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学認定講習委員会規程の一部を改正する規則

富山大学認定講習委員会規程（昭和25年5月23日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学認定講習委員会規則

第4条第2項中「庶務課長」を「庶務部長」に改める。

第9条を次のとおり改める。

第9条 本会の庶務は、庶務課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部改正

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部を改正する規則

富山大学公務員宿舎委員会規程（昭和38年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学公務員宿舎委員会規則

第3条第1項第2号および第3号を次のとおり改める。

(2) 庶務部長、経理部長および学生部次長

(3) 施設課長および各事務長

第9条を次のとおり改める。

第9条 本会の庶務は、人事課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学レクリエーション委員会規程の一部改正

富山大学レクリエーション委員会規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学レクリエーション委員会規程の一部を改正する規則

富山大学レクリエーション委員会規程（昭和38年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学レクリエーション委員会規則

第3条第3号を削り第4号を第3号とし、以下第9号まで1号ずつ繰り上げ、第2号を次のとおり改める。

(2) 庶務部長および経理部長

第9条を次のとおり改める。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する

富山大学事務組織規則の一部改正

富山大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学事務組織規則の一部を改正する規則

富山大学事務組織規則（昭和39年1月1日制定）の一部を次のように改正する

第2条に次の2項を加える。

2 事務局に庶務部、経理部および施設課をおき、庶務部に庶務課および人事課を、経理部に主計課および経理課をおく。

3 学生部に学生課および厚生課をおく。

第9条を削り、第2章第1節を次のとおり改める。

第1節 事務局

第5条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に関し総括し、および連絡調整すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 儀式その他諸行事に関すること。
- (4) 評議会その他の会議に関すること。
- (5) 学則その他諸規則等の制定および改廃に関すること。
- (6) 教務（学生部の所掌に属する事務を除く。）に関すること。
- (7) 学位に関すること。
- (8) 学術団体等との連絡に関すること。
- (9) 内地研究員および在外研究員等に関すること。
- (10) 科学研究費の申請に関すること。
- (11) 出張に関すること。
- (12) 渉外に関すること。
- (13) 公印の管守に関すること。
- (14) 公文書類を接受し、発送しおよび整理保存すること。
- (15) 調査統計その他報告に関すること。
- (16) その他他の部および課の所掌に属しないこと。

第6条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免、分限、懲戒および服務等に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること。
- (3) 職員の定員に関すること。
- (4) 職員の研修および勤務評定に関すること。
- (5) 職員の健康管理、福祉および災害補償に関すること。
- (6) 退職者の恩給、共済組合の長期給付および退職手当に関すること。
- (7) 栄典および表彰に関すること。
- (8) 人事記録に関すること。
- (9) 職員の団体にに関すること。
- (10) 職員宿舍の居住者の選考に関すること。
- (11) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (12) その他人事に関すること。

第7条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関し総括し、および連絡調整すること。
- (2) 予算（施設課の所掌に属する事務を除く。）および決算に関すること。
- (3) 債権管理の総括事務に関すること。
- (4) 物品管理の総括事務に関すること。
- (5) 会計の監査に関すること。

- (6) 支出負担行為の確認に関すること。
- (7) 国有財産の管理および処分に関すること。

- (8) 公務員宿舍に関すること。
- (9) 会計官吏の公印の管守に関すること。
- (10) 会計諸規則に関すること。
- (11) 土地、建物の借入れに関すること。
- (12) 防火、防災に関すること。
- (13) 学内警備取締に関すること。
- (14) 共済組合（人事課および経理課の所掌に属する事務を除く。）に関すること。
- (15) 所掌事務の統計調査および諸報告に関すること。
- (16) その他経理課の所掌に属しないこと。

第8条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 収入、支出および計算証明に関すること。
- (2) 歳入歳出外現金および有価証券に関すること。
- (3) 債権の管理に関すること。
- (4) 前渡資金に関すること。
- (5) 給与等の支給および所得税等の徴収に関すること。
- (6) 物品の管理に関すること。
- (7) 物件費の経理に関すること。
- (8) 物品の調達および役務に関すること。
- (9) 委任経理に関すること。
- (10) 科学研究費の経理に関すること。
- (11) 共済組合の現金出納に関すること。
- (12) 所掌事務の統計調査および諸報告に関すること。
- (13) その他会計経理に関すること。

第9条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備に関し総括し、および連絡調整すること。
- (2) 文教施設整備費、防火施設整備費および災害復旧費の予算に関すること。
- (3) 営繕工事に関し企画、立案すること。
- (4) 施設の立地計画、環境整備、確保および保全に関すること。
- (5) 営繕工事の設計に関すること。
- (6) 工事費の積算に関すること。
- (7) 営繕工事の入札および請負契約事務に関すること。
- (8) 営繕工事の施工に関すること。
- (9) 営繕工事の検査に関すること。
- (10) 工所用資材の検収および監守等に関すること。
- (11) 建物、土地、電気、ガス、水道、電話、暖房施設等の維持保全に関すること。
- (12) 施設の調査および報告に関すること。
- (13) その他営繕に関すること。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学文書処理規則の一部改正

富山大学文書処理規則の一部を改正する規則を次のよう

(様式第5の2)

電報受信書

富大電発第 号		発信年月日 月 日 時 分		発信者	
種 類	字 数			料 金	
住 所					
宛 名					
本 文					
備 考					

富大電収第 号		受信年月日 月 日 時 分		受信者 氏 名		局員	
学長	部局長	部長・ 次長	課長	係長	係員		
			課長補佐	文書係長	担当者		
合 議							
下記のとおり電報受信いたしましたから報告します。							
発信局			発信時刻		時	分	
宛 名				字数	字		
本 文 (訳文)							
本 文							

富山大学文書決裁規則の一部改正

富山大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門
専 決

富山大学文書決裁規則の一部を改正する規則

富山大学文書決裁規則(昭和38年11月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表1を次のとおり改める。

事 項

事 項	区 分	名 儀 者	専 決 者			備 考
			事 務 局	学 生 部	部 局	
1 職員の有給休暇の承認に関する こと		学 長	庶務部長		学 部 長 教養部長 図書館長	ただし、部局長、 部長、次 長 について 学 長 し、課 長 については事務 局長する
2 非常勤職員の無給休暇の承認に 関すること		〃	〃			
3 超過勤務命令および休日勤務命 令に関すること		〃	各 課 長	各 課 長	附属学校長 事務長	
4 宿日直に関すること		〃	庶務課長		〃	
5 大学主催、共催、後援等の名儀 の使用許可に関すること		大 学 (学長)	事務局長			
6 職員の各種証明の発行に関する こと		学 長	庶務部長			
7 大学要覧の編集、発行に関する こと		大 学	〃			
8 規則集、学報および職員録の編 集、発行に関すること		〃	〃			

9 事務職員の任免，昇任および休職発令に関する事	学 長	事務局長			ただし，役付職員を除く
10 事務職員の兼業の承認に関する事	学 長	事務局長			
11 普通昇給の決定に関する事	〃	〃			
12 勤勉手当の支給率の決定に関する事	〃	〃			
13 特別昇給の決定に関する事	〃	〃			
14 等級別定数改訂願に関する事	〃	〃			
15 特別昇給および普通昇給の上申ならびに発令に関する事	〃	〃			
16 教員等の勤務時間の特例に関する規程第2条および第7条による勤務時間の割振りに関する事	〃	庶務部長		学 部 長 教養部長	
17 扶養親族の認定等に関する事	〃	〃			
18 通勤手当の支給についての確認および決定に関する事	〃	〃			
19 初任給調整手当の支給に関する事	〃	人事課長			
20 退職手当の決定ならびに上申に関する事	〃	事務局長			
21 事務職員の研修に関する事	〃	〃			
22 恩給の進達に関する事	学 長	事務局長			
23 長期給付の請求に関する事	支 部 長	〃			
24 職員の健康診断，予防接種の実施に関する事	学 長	庶務部長		学 部 長 教養部長 図書館 長	
25 履歴事項の証明および証明依頼に関する事	〃	〃			
26 人事記録および勤務記録カードの送付に関する事	〃	人事課長			
27 会計法規に基づく出納官吏等の任命に関する事	〃	事務局長			
28 会計検査院の実施検査を受けた場合の報告に関する事	〃	〃			
29 会計検査院の实地検査等照会に対する回答に関する事	〃	〃			
30 会計検査院の批難事項等処理状況報告に関する事	〃	〃			
31 出納官吏等の任免報告に関する事	〃	経理部長			
32 支出官および出納官吏の日本銀行に対する異動通知に関する事	〃	〃			
33 歳入歳出外現金出納計算書の提出に関する事	学 長	〃			
34 組合員資格の取そに関する事	支 部 長	〃			
35 被扶養者の認定に関する事	〃	〃			
36 貸付金の審査決定に関する事	〃	〃			
37 業務，貸付，保健医療経理による物品購入に関する事	〃	〃			
38 短期給付に関する事	〃	〃			
39 各経理の支払決定に関する事	〃	〃			

40 銀行との預金契約に関する事	支 部 長	経理部長		
41 組合員証および諸証明書の発行に関する事	〃	〃		
42 出張命令に関する事	〃	〃		
43 定例, 臨時, 一般調査報告に関する事	〃	〃		
44 資金の回送および請求に関する事	〃	〃		
45 概算要求書の提出に関する事	学 長	事務局長		
46 歳入歳出決算の報告に関する事	〃	経理部長		
47 国有財産に関する認可申請, 協議, 通知, 報告に関する事	〃	事務局長		
48 国有財産管守者等の指定に関する事	〃	〃	学 部 長 教養部長 図書館長	
49 公務員宿舎に関する要求, 協議, 報告に関する事	〃	〃		
50 公務員宿舎貸与承認および他の承認ならびに使用料等の決定に関する事	〃	経理部長		
51 国有財産の一時使用許可に関する事	〃	〃		
52 国有財産撤去材の引継ぎに関する事	〃	〃		
53 奨学寄附金および委任経理金に関する事	〃	事務局長		
54 科学研究費補助金による契約に関する事	〃	〃		
55 給与支払状況四半期統計報告に関する事	〃	経理部長		
56 低価格アルコール申請に関する事	〃	〃		
57 物品の寄附受納に関する事	〃	〃		ただし, 図書については図書館長
58 物品の免税申請に関する事	〃	〃		
59 物品の不用決定に関する事	〃	〃		
60 電話増設申請に関する事	〃	〃		
61 物品の売払および貸付に関する事	事務局長	〃		
62 国において施設する自家用電気工作物施設状況報告書の提出に関する事	学 長	施設課長		
63 学生の集会, 印刷物の刊行配付の承認に関する事	〃		学生部長	
64 連合行事運営の細部に関する事	〃		〃	
65 厚生補導関係予算使用実績の報告に関する事	〃		〃	
66 厚生補導経費の所要額調に関する事	〃		〃	
67 学生便覧の編集発行に関する事	大 学		〃	
68 入試, 学力検査実施教科, 学生	学 長		〃	

募集要項，入学志願者，合格者， 入学者および在学者，卒業生の報 告に関する事				
69 沖縄学生の学業成績の報告，学 事費の請求，補導費の配分に関す ること	学 長		学生部長	
70 学生の卒業証明，修了証明に関 すること	〃		学生課長	
71 科学教育研究生の証明，収容， 会計，収容実績の報告に関するこ と	〃		〃	
72 学生および卒業生の就職あっせ ん連絡に関する事	〃		学生部長	
73 奨学生の推せん等に関する事	〃		〃	
74 授業料減免猶予通知に関するこ と	〃		〃	
75 学生証の発行に関する事	〃		厚生課長	
76 学生の健康診断，予防接種施行 に関する事	〃		学生部長	
77 統計調査の報告に関する事	〃	各 課 長	各 課 長	ただし，重要なも のを除く
78 供閲文書	〃	必要に応じ，事務局長，学生部長， 部長，次長，また 各課長		

附 則

この規則は，昭和43年4月1日から施行する。

**富山大学健康安全管理組織規程の
部改正**

富山大学健康安全管理組織規程の一部を改正する規則を
次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学健康安全管理組織規程の一部を
改正する規則

富山大学健康安全管理組織規程（昭和35年2月26日制
定）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学健康安全管理組織規則

第1条中「第2条」を削除し，「規程」を「規則」に改
める。

第2条第3項第1号中「庶務課長」を「人事課長」に，
「庶務課庶務係長」を「人事課職員係長」に，「会計課
長」を「主計課長」に，「会計課総務係長」を「主計課総
務係長」に，「施設課當繕係長」を「施設課工管係長およ
び設備係長」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（火元責任者）

第8条 火元責任者については，別に定めるところによ
る。

別表中「庶務課長」を「人事課長」に，「会計課長」を

「主計課長」に，

健康管理分担者	庶務係長	を
安全管理分担者	総務係長 當繕係長	
健康管理分担者	職員係長	に改める。
安全管理分担者	総務係長 工管係長 設備係長	

附 則

この規則は，昭和43年4月1日から施行する。

**富山大学国有財産取扱規則の一部
改正**

富山大学国有財産取扱規則の一部を改正する規則を次の
ように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学国有財産取扱規則の一部を改正
する規則

富山大学国有財産取扱規則（昭和33年3月7日制定）の
一部を次のように改正する。

第3条中「富山大学事務局会計課」を「経理部」に改め
る。

附 則

この規則は，昭和43年4月1日から施行する

富山大学図書館資料管理事務取扱規則の一部改正

富山大学図書館資料管理事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

原 符

請求部局名	請求	昭和	年	月	日	第 号
著者・書名・発行所	数量	単価	金額	納	人	
備考						

物品請求及命令書

部局名及氏	物品出納官	物品供用官	昭和	年	月	日	第 号
著者・書名・発行所	数量	単価	金額	納	人		
理由	使用場所	摘要					
取調担当 契約担当者 職員	分任 物品管理官	受入係長	消費 品 以外 給				
受入	出	受入	返	納			
物品出納官	年 月 日	物品供用官	年 月 日				
物品管理簿記帳	物品出納簿記帳	物品供用簿記帳	物品管理通知書				
年 月 日	年 月 日	年 月 日					
分類	細分類	種別	記号	物品出納簿記帳	物品供用簿記帳		
国立学校庁用品	図書	図書	ア	年 月 日	年 月 日		
備考							消費 品 以外 給

物品管理通知書

請求部局名	物品出納官	物品供用官	昭和	年	月	日	第 号
著者・書名・発行所	数量	単価	金額	納	人		
分類	細分類	種別	記号	物品出納簿記帳	物品供用簿記帳		
国立学校庁用品	図書	図書	ア	年 月 日	年 月 日		
備考							消費 品 以外 給

富山大学図書館資料管理事務取扱規則の一部を改正する規則

富山大学図書館資料管理事務取扱規則（昭和35年4月22日制定）の一部を次のように改正する。

別紙第(一)および第(二)の様式を別紙のとおり改める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

資料受入報告書

物品管理官	受入別	昭和	年	月	日	第 号
	受入年月日	附係図書 分任物品管理官				
著者・書名	数量	単価	金額	納	人	
備考						

資料受入命令書

部局名及氏	物品出納官	物品供用官	昭和	年	月	日	第 号
著者・書名	数量	単価	金額	納	人		
理由	使用場所	摘要					
受入係長	分任物品管理官	受入係長	消費 品 以外 給				
受入	物品供用官	年 月 日					
物品管理簿記帳	物品出納簿記帳	物品供用簿記帳	物品管理通知書				
年 月 日	年 月 日	年 月 日					
分類	細分類	種別	記号	第 号			
国立学校庁用品	図書	図書	ア				

物品管理通知書

請求部局名	物品出納官	物品供用官	昭和	年	月	日	第 号
著者・書名	数量	単価	金額	納	人		
分類	細分類	種別	記号	物品出納簿記帳	物品供用簿記帳		
国立学校庁用品	図書	図書	ア	年 月 日	年 月 日		
備考							消費 品 以外 給

富山大学警務員服務規則の一部改正

富山大学警務員服務規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学警務員服務規則の一部を改正する規則

富山大学警務員服務規則（昭和39年2月15日制定）の一部を次のように改正する。

この規則中「及び」を「および」に、「又は」を「または」に、「会計課長」を「主計課長」に改める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学防火管理規則の一部改正

富山大学防火管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学防火管理規則の一部を改正する規則

富山大学防火管理規則（昭和39年9月18日制定）の一部を次のように改正する。

この規則中「及び」を「および」に、「並びに」を「ならびに」に、「又は」を「または」に、「富山大学国有財産取扱規程」を「富山大学国有財産取扱規則」に、「取扱規程」を「取扱規則」に改める。

別表第(3)の第3項第3号を次のとおり改める。

(3) 学長、関係部局長、学生部長、庶務部長、経理部長、学生部次長、課長、事務長

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部改正

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則

富山大学放射性同位元素委員会規則（昭和40年1月1日制定）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号および第2号を次のとおり改める。

(1) 庶務部長

(2) 経理部長

第9条中「事務局」を「主計課」に改める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学計算センター運営委員会規則の一部改正

富山大学計算センター運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学計算センター運営委員会規則の一部を改正する規則

富山大学計算センター運営委員会規則（昭和40年3月15日制定）の一部を次のように改正する。

第7条中「事務局」を「主計課」に改める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学建築委員会規則の一部改正

富山大学建築委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学建築委員会規則の一部を改正する規則

富山大学建築委員会規則（昭和29年2月26日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号を次のとおり改める。

(6) 経理部長

第8条を次のとおり改める。

第8条 本会の庶務は、施設課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学補導協議会規程の一部改正

富山大学補導協議会規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学補導協議会規程の一部を改正する規則

富山大学補導協議会規程（昭和24年8月5日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学補導協議会規則

第3条第1項「第4号」を「第5号」に、「第3号」を「第4号」に改め、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学生部次長

第8条を次のとおり改める。

第8条 本会の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学入学試験管理委員会規程の一部改正

富山大学入学試験管理委員会規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学入学試験管理委員会規程の一部を改正する規則

富山大学入学試験管理委員会規程（昭和36年9月8日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学入学試験管理委員会規則

第10条を次のとおり改める。

（幹 事）

第10条 本会に幹事をおき、学生部次長、学生課長および厚生課長をもつてあてる。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学硬式庭球施設運営委員会規則の一部改正

富山大学硬式庭球施設運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学硬式庭球施設運営委員会規則の一部を改正する規則

富山大学硬式庭球施設運営委員会規則（昭和39年12月18日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を第6号とし、第3号および第4号を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学生部次長

同条第2項中「前項第4号及び第5号の委員は、」を「前項第5号および第6号の委員は、」に改める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学学寮補導委員会規則の一部改正

富山大学学寮補導委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学寮補導委員会規則の一部を改正する規則

富山大学学寮補導委員会規則（昭和37年4月27日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項「第4号」を「第5号」に、「第3号」を「第4号」に改め、第2号の次に1号を加える。

(3) 学生部次長

第8条を次のとおり改める

第8条 本会の庶務は、厚生課で処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学授業料減免選考委員会規程の一部改正

富山大学授業料減免選考委員会規程の一部を改正する規則を次のように制定する

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学授業料減免選考委員会規程の一部を改正する規則

富山大学授業料減免選考委員会規程（昭和24年10月18日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学授業料減免選考委員会規則

第3条第3号を次のとおり改める。

(3) 経理部長

第8条を次のとおり改める。

第8条 本会の庶務は、厚生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学文化部会規程の一部改正

富山大学文化部会規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学文化部会規程の一部を改正する規則

富山大学文化部会規程（昭和24年10月18日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学文化部会規則

第3条第1項「第5号」を「第6号」に、「第4号」を「第5号」に改め、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 学生部次長

第10条を次のとおり改める。

第10条 本部会の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

富山大学体育部会規程の一部改正

富山大学体育部会規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和43年4月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学体育部会規程の一部を改正する規則

富山大学体育部会規程(昭和24年9月9日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

富山大学体育部会規則

第3条第1項「第5号」を「第6号」に、「第4号」を「第5号」に改め、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 学生部次長

第9条を次のとおり改める。

第9条 本部会の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

諸 会 議

第21回評議会(3月6日)

(議題)

1. 富山大学特別教職課程委員会規程の一部を改正する規

則(案)について

2. 教官人事について

3. その他

第9回協議会(3月6日)

(議題)

富山大学教養部長候補者の選考について

第22回評議会(3月15日)

(議題)

1. 昭和42年度富山大学卒業生並びに修了生の認定について

2. 昭和43年度富山大学教育専攻科入学者選抜試験合格者の判定について

3. 昭和43年度沖縄留学生の受入れについて

4. 昭和43年度富山大学科学教育研究室の開設について

5. 昭和43年度富山大学入学者選抜学力検査問題採点委員並びに調査書審査委員の委嘱について

6. その他

第23回評議会(3月18日持回り)

(議題)

1. 昭和42年度卒業者の追加認定について

第1回評議会(4月1日)

(議題)

1. 昭和43年度富山大学入学者選抜試験合格者の判定について

2. 昭和43年度富山大学経済学専攻科入学者選抜試験合格者の判定について

3. 事務局に部長制、学生部に次長制の設置に伴う「富山大学事務組織規則」他21件の一部改正(案)について

4. その他

第2回評議会(4月19日)

(議題)

1. 昭和43年度工学部機械工学科の補欠追加発表について

2. その他

第3回評議会(4月22日持廻り)

(議題)

昭和43年度薬学部薬学科の補欠追加発表について

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発 令 年 月 日	発 令 者
	牧 野 秀 広	事務補佐員(厚生課)に採用する	43. 3. 12	富山大学長
	畑 能 子	教職員(工学部)に採用する	43. 3. 16	〃
助 手 (教育学部)	中 井 学	講師(教育学部)に昇任させる	〃	〃
	岡 田 雅 子	事務補佐員(工学部)に採用する	43. 3. 18	〃
教 授 (経済学部)	柴 田 裕	辞職を承認する	43. 3. 31	文 部 大 臣
助 教 授 (経済学部)	横 山 静 棋	〃	〃	〃
教 諭 (教育学部)	石 戸 貞 太 郎	〃	〃	富山大学長

文部技官 (教育学部)	野 沢 文 治	辞職を承認する	43. 3 . 31	富山大学長
文部事務官 (附属図書館)	城 石 孝 昌	〃	〃	〃
(会 計 課)	宮 越 作次郎	〃	〃	〃
助 手 (薬 学 部)	室 郁 子	〃	〃	〃
助 教 授 (経営短期大学部)	飯 田 修 三	〃	〃	〃
教 授 (経済学部)	植 村 元 覚	評議員に併任する(任期は昭和44.7.31まで)	〃	文 部 大 臣
教 授 (教育学部)	溝 上 茂 夫	昭和43年3月31日限り停年により退職した	43. 4 . 1	〃
(〃)	池 田 ト ミ	〃	〃	〃
(薬 学 部)	桜 井 謙之介	〃	〃	〃
(教 養 部)	大 島 文 雄	〃	〃	〃
	多々良 陽 一	助教授(工学部)に採用する	〃	〃
	鋏 田 邦 夫	助教授(教養部)に採用する	〃	〃
	新 福 祐 子	講師(教育学部)に採用する	〃	富山大学長
	間 庭 充 幸	講師(教養部)に採用する	〃	〃
	中 川 英 世	助手(文理学部)に採用する	〃	〃
	岡 村 昭 治	助手(薬学部)に採用する	〃	〃
	中 谷 訓 幸	助手(工学部)に採用する	〃	〃
	島 山 豊 正	〃	〃	〃
	高 橋 敏 明	助手(経営短期大学部)に採用する	〃	富山大学経営短期大学部学長
	斉 藤 久美子	教諭(教育学部附属小学校)に採用する	43. 4 . 1	富山大学長
	谷 川 岩 男	〃	〃	〃
	稲 垣 実	教諭(教育学部附属中学校)に採用する	〃	〃
	金 井 一 朗	〃	〃	〃
	生 田 信 之	〃	〃	〃
	須 山 盛 彰	〃	〃	〃
	菅 谷 孝	文部技官(文理学部)に採用する	〃	〃
	堀 幸 子	文部技官(薬学部)に採用する	〃	〃
	水 野 久美子	文部事務官(附属図書館)に採用する	〃	〃
	藤 野 良 雄	用務員(薬学部)に採用する	〃	〃
	田 中 道 子	技能補佐員(庶務部庶務課)に採用する	〃	〃
	水 井 恭 子	事務補佐員(経理部主計課)に採用する	〃	〃
	田 島 洋 子	〃 (文理学部)に採用する	〃	〃
	高 崎 清	〃 (教育学部)に採用する	〃	〃
	金 沢 不二夫	〃 〃	〃	〃
	中 島 とき江	〃 (薬学部)に採用する	〃	〃
	斉 藤 純 一	〃 (工学部)に採用する	〃	〃

	大橋正子	事務補佐員(工学部)に採用する	43. 4. 1	富山大学長
	山崎洋子	〃 〃	〃	〃
	谷道栄子	〃 〃	〃	〃
助教授 (文理学部)	横山泰	教授に昇任させる	〃	文部大臣
〃 (教育学部)	上原定清	〃	〃	〃
〃 (教養部)	横山文雄	〃	〃	〃
〃 (教育学部)	白井芳朗	教授(教養部)に昇任させる	〃	〃
〃 (文理学部)	永原茂	教授(薬学部)に昇任させる	〃	〃
助手 (文理学部)	小黒千足	助教授(文理学部)に昇任させる	〃	〃
助教授 (東北大学工学部)	宮下和雄	富山大学(工学部)教授に昇任させる	〃	〃
助手 (北海道大学工学部)	杉本益規	富山大学(工学部)助教授に昇任させる	〃	〃
助手 (京都大学工学部)	宮下尚	〃	〃	〃
講師 (文理学部)	手塚昌郷	助教授(教養部)に昇任させる	〃	〃
教諭 (教育学部附属中学校)	白川郁子	講師(教育学部)に昇任させる	〃	富山大学長
文部技官 (文理学部)	中川省三	助手(文理学部)に昇任させる	〃	〃
(〃)	金坂績	〃	〃	〃
電信大学 庶務課長	丸山登	富山大学庶務部長に昇任させる	〃	文部大臣
文部省文化局 国語課専門員	友部浩	〃 学生部次長に昇任させる	〃	〃
横浜国立大学経理部 主計課課長補佐	大木平吾	〃 経理部主計課長に昇任させる	〃	〃
助教授 (経済学部)	中村一彦	新潟大学(人文学部)助教授に配置換する	〃	〃
〃 (薬学部)	塩谷俊作	富山工業高等専門学校助教授に配置換する	〃	〃
富山大学 事務局長	有田文雄	徳島大学事務局長に配置換する	〃	〃
〃 会計課長	木下四郎	東京芸術大学会計課長に配置換する	〃	〃
北見工業大学 事務局長	佐々木善也	富山大学事務局長に配置換する	〃	〃
大蔵省 大臣官房付	蓮覚寺外茂雄	〃 経理部長に配置換する	〃	〃
富山大学 厚生課長	河野喬	富山大学庶務部庶務課長に配置換する	〃	〃
〃 庶務課長	木村寿作	〃 〃 人事課長に配置換する	〃	〃
岐阜工業高等専門学校 校会計課長	石井完	〃 経理部経理課長に配置換する	〃	〃
福井大学 庶務課長	森田弘	〃 厚生課長に配置換する	〃	〃
富山大学 庶務課課長補佐	高松平吉	〃 庶務部庶務課課長補佐に配置換する	〃	〃
〃 会計課課長補佐	奥井三郎	〃 経理部主計課課長補佐に配置換する	〃	〃
文部事務 (文理学部)	清水タカ子	〃 庶務部庶務課に配置換する	〃	富山大学長
〃 (教養部)	島田政信	〃 〃 人事課 〃	〃	〃
〃 (教育学部)	野尻津喜夫	〃 〃 庶務課 〃	〃	〃
〃 (文理学部)	前田邦樹	〃 〃 人事課 〃	〃	〃
〃 (経済学部)	魚住淳一	〃 経理部経理課 〃	〃	〃

文部事務官 (薬学部)	諏訪利明	富山大学経理部主計課に配置換する	43. 4. 1	富山大学長
(工学部警務員)	津林繁信	〃 〃 〃 警務員長に配置換する	〃	〃
(文理学部)	林征紀	〃 施設課に配置換する	〃	〃
文部事務官 (庶務課)	渡辺登美枝	富山大学厚生課に配置換する	〃	〃
(薬学部)	奥田雅子	〃 文理学部 〃	〃	〃
(庶務課)	野田敏明	〃	〃	〃
(教育学部)	渡辺国男	〃	〃	〃
(会計課)	桶喜一	〃	〃	〃
(教育学部)	奥村行夫	〃	〃	〃
技能員 (施設課)	酒井実	〃	〃	〃
文部事務官 (経済学部)	高森諤	富山大学教育学部に配置換する	〃	〃
(文理学部)	奥田真一	〃	〃	〃
(教養部)	森田美喜子	富山大学経済学部に配置換する	〃	〃
(薬学部)	長沢義男	〃	〃	〃
(〃)	中田ふじえ	〃	〃	〃
(工学部)	近岡忠夫	〃	〃	〃
(〃)	大坪幸子	〃	〃	〃
(文理学部)	永森寿子	富山大学薬学部に配置換する	〃	〃
(附属図書館)	松下義春	〃	〃	〃
(文理学部)	涌井芳朗	〃	〃	〃
(経済学部)	御福富美子	〃	〃	〃
(教育学部)	小川君子	〃	〃	〃
(会計課)	中塩紀美	〃	〃	〃
(〃)	刈賀春樹	富山大学工学部に配置換する	〃	〃
(庶務課)	佐伯光雄	富山大学教養部に配置換する	〃	〃
(経済学部)	多村節子	〃	〃	〃
(施設課)	高岡博	〃	〃	〃
(厚生課)	山本昭子	〃	〃	〃
(庶務課庶務係長)	鎚木隆二	富山大学庶務部庶務課庶務係長に配置換する	〃	〃
(庶務課文書係長)	若林良吉	〃 〃 文書係長に配置換する	〃	〃
(庶務課学事調査係長)	藤田信二	〃 〃 学事調査係長に配置換する	〃	〃
(庶務課人事係長)	土井盛治	富山大学庶務部人事課人事係長に配置換する	〃	〃
(庶務課職員係長)	泉三郎	〃 〃 職員係長に配置換する	〃	〃
(庶務課)	草島幸雄	富山大学庶務部庶務課に配置換する	〃	〃
事務員 (〃)	松井博文	〃 〃	〃	〃
文部事務官 (電話交換手)	大場文子	〃 〃 電話交換手に配置換する	〃	〃

文部事務官 (庶務課電話交換手)	森田タミ子	富山大学庶務部庶務課電話交換手に配置換する	43. 4. 1	富山大学長
(〃)	高安芳枝	〃	〃	〃
(〃)	山本侑子	〃	〃	〃
(庶務課)	清水寛	富山大学庶務部人事課に配置換する	〃	〃
(〃)	涌井三枝子	〃	〃	〃
(〃)	中田節子	〃	〃	〃
事務員 (〃)	八島百合子	〃	〃	〃
(〃)	吉本德行	〃	〃	〃
文部事務官 (会計課総務係長)	田中昇	富山大学経理部主計課総務係長に配置換する	〃	〃
(会計課司計係長)	加藤昭作	〃 〃 司計係長に配置換する	〃	〃
(会計課管財係長)	森慶二	〃 〃 管財係長に配置換する	〃	〃
(会計課出納係長)	民谷順治	〃 経理部経理課出納係長に配置換する	〃	〃
会計課共済組合係長	中林邦夫	〃 〃 給与係長に配置換する	〃	〃
(会計課用度係長)	沢崎成逸	〃 〃 用度係長に配置換する	〃	〃
(会計課)	村井弘	〃 経理部主計課に配置換する	〃	〃
(〃)	岡田東彦	〃	〃	〃
(〃)	堀和子	〃	〃	〃
(〃)	水見嘉康	〃	〃	〃
(〃)	丘山昇	〃	〃	〃
(〃)	羽根俊	〃	〃	〃
警務員 (〃)	日南田善郎	富山大学経理部主計課警務員に配置換する	〃	〃
(〃)	高見茂義	〃	〃	〃
(〃)	伊藤信一	〃	〃	〃
(〃)	佐藤恵作	〃	〃	〃
(〃)	大坪清彦	〃	〃	〃
(〃)	青木敬治	〃	〃	〃
文部事務官 (会計課)	柴田富美枝	富山大学経理部経理課に配置換する	〃	〃
(〃)	堀利秋	〃	〃	〃
(〃)	山本道弘	〃	〃	〃
(〃)	荒屋克子	〃	〃	〃
(〃)	清水麗子	〃	〃	〃
(〃)	中田廬昶	〃	〃	〃
(〃)	新田昌六	〃	〃	〃
(〃)	細野功	〃	〃	〃
事務員 (〃)	道寛久雄	〃	〃	〃
技能員 (造園手)	山村正之助	富山大学経理部経理課造園手に配置換する	〃	〃

文部事務官 (作業員長)	大坪力蔵	富山大学経理部経理課作業員長に配置換する	43. 4. 1	富山大学長
作業者 (作業員)	笠波金二	〃 〃 作業員に配置換する	〃	〃
文部技官 (自動車運転手)	永盛祐介	〃 〃 自動車運転手に配置換する	〃	〃
技能員 (〃 〃)	金田忠直	〃 〃 〃	〃	〃
教授 (薬学部)	三橋監物	評議員に併任する 薬学部長に併任する (任期は45.3.31まで)	〃	文部大臣
(教養部)	渡辺義一	評議員に併任する (〃) 教養部長に併任する	〃	〃
(薬学部)	飯田武夫	評議員に併任する (任期は44.5.31まで)	〃	〃
(教育学部)	佐々木龍作	附属小学校長に併任する (任期は45.3.31まで) 附属幼稚園長に併任する	〃	〃
(〃)	林勝次	附属中学校長に併任する (〃)	〃	〃
教諭 (附属中学校)	新田文子	休職にする (期間は44.3.31まで)	〃	富山大学長
教務員 (薬学部)	三井健一郎	文部技官に任官させる	〃	〃
(〃)	浅水哲也	〃	〃	〃
技術員 (施設課)	佐伯信男	〃	〃	〃
技術員 (工学部)	渡辺秀一	〃	〃	〃
(〃)	谷口泰一	〃	〃	〃
(〃)	室谷和雄	〃	〃	〃
(〃)	池永都	〃	〃	〃
(〃)	谷口之武男	〃	〃	〃
(〃)	山下裕一	〃	〃	〃
事務員 (経理部経理課)	堀利秋	文部事務官に任官させる	〃	〃
(〃)	細野功	〃	〃	〃
(学生課)	麻生友治	〃	〃	〃
(文理学部)	桶喜一	〃	〃	〃
(工学部)	雁田彰	〃	〃	〃
(教養部)	高尾貢	〃	〃	〃
助手 (薬学部)	榊田正美	辞職を承認する	〃	〃
技術員 (〃)	早崎信子	〃	〃	〃
文部事務官 (教養部)	松下健作	〃	43. 4. 5	〃
(〃)	土肥研二	〃	〃	〃
教務員 (工学部)	酒井俊	〃	43. 4. 9	〃
(〃)	畑能子	〃	43. 4. 20	〃
事務補佐員 (〃)	牧洋子	〃	43. 4. 30	〃
(〃)	大橋正子	〃	〃	〃
臨時用務員 (〃)	坪田キクノ	〃	〃	〃

3位 村沢 巖

富山地区共同事業卓球大会

と き 3月2日(土)
 と ころ 不二越体育館
 参加機関 12機関 15チーム
 大会結果 優勝 営林署A
 次勝 郵便局
 3位 大学B
 〃 基準局

昭和43年度入学式

第20回富山大学ならびに第10回富山大学経営短期大学部入学式は、4月11日(木)午前10時から黒田講堂で挙行され、各学部合計953名(内沖繩学生4名)、経営短大92名の新入学生を迎え、横田学長の式辞に続いて、新入生代表森田次郎(薬学部製薬化学科)、植野一雄(経営短大)の両君が答辞を述べて式を閉じた。

学 長 式 辞

本日ここに、昭和43年度入学式を挙行し、本学各学部合計953名と、経営短期大学部92名の皆さんを新しく迎えました。

本年度の入学試験の競争率は、本学にあっては実質平均3.4倍、経営短期大学部は2.3倍でほぼ昨年同様でいずれもきびしい難関を見事突破して、首尾よく入学されたことを心からお祝いたします。

本日をもって、皆さんと大学とは末永く固く結ばれた次第で、今後富山大学という大家族の一員として、皆さんに親しく接して参ります。晴れの入門の当初に当り、少しく所懐をのべて、皆さんの注意を喚起したいと思います。

大学の使命は、昔から言われている通り、一言に言えば、深い真理の探求にあります。そのためには、他の力の介入を許さぬ学問研究の自由に基づく大学の自治があります。もとより法治国であるわが国には、無制限の自由はありませんが、従って、大学の自治といえども治外法権ではありませんが、一般社会よりはあたかも法によって守られている如くに、広く認められています。

大学の自治には、学部の自治も学生諸君の学修に対する自主自律の精神も包含されます。自治と言ひ、自主自律と言ひ、決して一方的なものでなく、相関的なもので強い責任が伴います。即ち、依頼心を避け、あくまで自己の責任にて、万事処理する事に帰着するものと考えます。

かかる次第で皆さんに対し、第一に望むところは、学修に対する進んで刈り取る積極的な心の構えであります。大学ともなれば、かゆい所に手の届く教育とい

うものは望めません。時間割に定められた正規の授業はもとよりのこと、課外における自由な皆さんの持ち時間を計画的に、自主的に充分活用して頂きたい。これが大学生としての最も大事な学修態度であります。

前に申したように本日より皆さんは、富山大学という一つの家族の一員になられ、言いかえれば富山大学という一つの社会の人になられました。

学生数3,000名、職員数700名よりなる一つの社会である本学が、毎日を支障なくすごせるためには、一に学内規則および国の定めた規則をお互いによく遵奉して、初めて望めることで、本日、大学人となられた皆さんに、この点を特に留意して頂きたい。そのためには、なお、式後の学生部長の話、また、日をあらためて各学部長、教養部長、短大主事から、こまごまと大学のことにつきお話がありますから、よく聴取して頂き、1日も早く完全に本学学生になりきって頂くよう、切に望みます。

次に大学における一般教育について申します。

昭和24年、新制大学発足以来、学制の改革により、大学には高度の専門教育に併せて、一般教育が実施されることになりました。

私などの古い大学時代には、かようなものはなく強いて求めれば、大学の予備校的存在であった旧制の高等学校の教育内容が、一般教育に近いものでありましたが、現在のものは期間も大学4年の間、1年半乃至2年を占める本格的なものであります。

かかる一般教育の目的は、皆さんが将来、地域・職域において、指導的立場におかれることから考えて、高度の専門の道と不離一体の形において、円満な教養人になられることが、大いに要請されるからであります。

大学としては、この一般教育の完全実施のために、全学協力のもとに工夫努力していますが、まだ満足の域に達しません。これを全うするためには、一般教育が人間形成の道であることを、学生諸君がよくわきまえ、我々と相協力理解し合って、お互いに意気が合致してこそ、初めて到達できる道と思います。切に皆さんの理解を望みます。

皆さんの出身地の県内、県外の比率は、ほぼ、6対4で、県外から多くの方々を迎えていますので、ここに富山県一帯の特殊性に触れ、皆さんが修学の間として選ばれた当地方が、いかに地の利を占めているかを、簡単に申しのべたいと思います。

富山は、北アルプス立山連峰に端を発する百川の流れをもち、古くから水との斗いにて、堅忍持久性が養われ、水を利用しての農耕を起し富山湾特有の海産物により繁栄し、300年の伝統をもつ薬の生産、配置によ

り、いよいよ、いんしんを極めました。

近代工業として、豊富な水資源により、我が国最大の発電王国となり、これが基盤となって我が国一流工業が集まっています。

これらの古代から近代に至る産業面のみならず、文化美術方面にも古い優れた越中文化を持ち、特に宗教心の強い土地柄で浄土真宗は、その最たるものであります。

以上に起因する越中人の独立不羈の根性、それに風流文化は、決して見逃すことができません。

富山留学中、是非時間を利用し、諸般の風物、施設に接し、大いに教養を高めることのできる絶好の場所と時期を、無駄にされないように望みます。

最後に健康のことについて、お考え願いたい。

入学試験という非常に緊張から開放され、今や桜とともに我が世の春の気持をかみしめておられることと思います。

これから御父兄が一番心配されることは、学校の成績のことに病気のことと思います。学校には皆さんの保険組合があり、健康相談の先生も、日を決めて見えています。

何事にも、無理がきく反面、大いにもろさもある年頃ですから、くれぐれも若さを過信することなく、自律生活に徹し、不幸を是非とも未然に防ぐようつとめて下さい。

以上、学修態度、規律の遵奉、修養及び健康の4点にふれましたが、いずれも皆さんが本学を選び、入学された今日の日の目的が遺憾なく4年後、あるいは3年後にて達せられるための固い誓い合いです。

くれぐれも御自愛御精進を祈ります。

1968年4月11日

富山大学長 横田嘉右衛門

昭和43年度大学院入学式

富山大学大学院第6回薬学研究科入学式ならびに第2回工学研究科入学式は、4月13日（土）午前10時から本部会議室で挙行され、薬学研究科15名、工学研究科17名、計32名の新入学生を迎え、横田学長の式辞ののち、新入学生代表市沢詔子（薬学研究科）が答辞を述べて式を閉じた。

教育学部附属中学校々舎竣工式

昨年8月から新営工事中の教育学部附属中学校々舎は、鉄筋4階建、1部平家建、建面積計1,106平方米、延面積計3,899平方米が3月末完成した。

竣工式は4月27日（土）午前10時30分から附属中学校体育館において、富山県知事（代理）ほか県市教育関係者、PTA関係者等の来賓、横田学長ほか本学関係者多数が出席して盛大に行なわれた。

教官の外国出張

本年3・4月における教官の外国出張者は次のとおりである。

（所属官職氏名、出張期間、出張先国、出張目的の順）

工学部教授 四谷 平治 43.3.14～43.3.28

アメリカ合衆国、米国電気・電子学会に出席および電気材料、計測通信機部門研究。

薬学部助教授 塚田 欣司 43.4.8～43.10.31

アメリカ合衆国、動物における蛋白合成機構の研究ならびに大学院学生の研究指導および講義。

職員消息

<新任者>

庶務部庶務課

技能補佐員 田中 道子

経理部主計課

事務補佐員 水井 恭子

厚生課

事務補佐員 牧野 秀応

文理学部

助手 中川 英世

文部技官 菅谷 孝

事務補佐員 田島 洋子

教育学部

講師 新福 祐子

教諭 斉藤久美子

〃 谷川 岩男

〃 稲垣 実

〃 金井 一朗

〃 生田 信之

〃 須山 盛彰

事務補佐員 高崎 清

〃 金沢不二夫

薬学部

助手 岡村 昭治

文部技官 堀 幸子

用務員 藤野 良雄

事務補佐員 中島とき江

工学部

教務員 畑 能子

事務補佐員 岡田 雅子

助教授 多々良陽一

〃

助手 中谷 訓幸

〃 畠山 豊正

事務補佐員 斉藤 純一

〃 大橋 正子

事務補佐員 山崎 洋子
 〃 谷道 栄子
 教 養 部
 助 教 授 銀田 邦夫
 講 師 間庭 充幸
 附属図書館
 文部事務官 水野久美子
 経営短期大学部
 助 手 高橋 敏明

<改 姓>

経済学部
 文部事務官 高島 幸子 (旧姓・大坪)

<住所変更>

文理学部
 助 教 授 間野 潜龍
 教育学部
 講 師 高森 邦明

文部事務官 野口 隆
 経済学部

文部事務官 高島 幸子
 薬学部

助 手 岡村 昭治
 教 務 員 浅水 哲也

工学部
 教 務 員 酒井 俊

文部技官 酒井 アイ
 助 手 坂井 徹

〃 能登谷久公

助 教 授 多々 静夫
 教養部

事 務 員 高尾 貢
 附属図書館

文部事務官 永田 佐一

<町名変更>

工学部
 助 手 松木 賢司

文部事務官 田中 崇子
 技 術 員 池永 都

〃 尾山 吉昭

技 能 員 茶山 寛人

主 要 日 誌

本 部

3月1日 入学試験管理委員会, 入学者選抜方法研究委員

会

5日 教養部運営協議会

6日 協議会(第9回), 評議会(第21回)

12日 大学院委員会, 入学者選抜方法研究委員会

15日 教養部運営協議会, 評議会(第22回)

16日 補導協議会

18日 大学院薬学研究科第4回学位記授与式

19日 卒業式

23~25日 入学試験

29日 公務員宿舎委員会

4月1日 評議会(第1回)

2日 入学試験合格者発表

3日 後援会役員会, 入寮選考委員会

6日 補導協議会

8日 教育専攻科入学式

11日 入学式, 後援会総会

13日 大学院入学式

19日 評議会(第2回)

20日 学寮補導委員会

26日 入寮選考委員会

27日 教育学部附属中学校々舎竣工式

〃 授業料減免委員会, 補導協議会, 育英友の会総会

文 理 学 部

3月1日 選考委員会(理学科)

8日 選考委員会(文学科)

11日 教授会, 人事教授会

19日 学部卒業祝賀会

23・24日 入学試験

4月1日 教授会, 人事教授会

12日 学部オリエンテーション

15日 新学期授業開始

17日 教授会

24日 学部図書委員会

教 育 学 部

3月6日 職業補導委員会

7日 教育実習委員会

8日 特別教職課程委員会

11日 教育専攻科入学試験

12日 人事教授会

14日 教授会, 教務補導合同委員会

15日 附属小学校卒業式

16日 附属中学校卒業式

18日 附属幼稚園修了式

21日 人事教授会

23~25日 入学試験

4月1日 教務・補導合同委員会, 教授会

- 4日 附属小学校入学式
 8日 教育専攻科入学式
 9日 附属中学校入学式
 12日 附属幼稚園入学式
 17日 教務・補導合同委員会, 学部補導委員会
 ♪ 学部図書委員会
 18日 教授会
 22日 予算委員会
 23日 人事教授会
 24日 教授会, 学部補導委員会, 職業補導委員会
 27日 附属中学校々舎竣工式

経済学部

- 3月1日 第25回教授会, 第5回補導委員会
 ♪ 人事教授会, 第33回職業補導委員会
 11日 第26回教授会, 第14回教務委員会
 18日 第27回教授会, 人事教授会
 23・24日 入学試験
 24日 第28回教授会
 27日 経済学専攻科入学試験
 4月1日 第1回教授会, 教務委員会
 2日 教務委員会
 11日 第2回教授会, 教務委員会
 12日 新入学生オリエンテーション
 ♪ 第1回職業補導委員会
 15日 新学期授業開始
 18日 第3回教授会, 教務委員会
 22日 長期人事計画委員会, 教務委員会
 ♪ 親睦会幹事会
 25日 第4回教授会, 教務委員会, 定期健康診断
 27日 学部図書委員会
 30日 第2回職業補導委員会

薬学部

- 3月5日 桜井教授最終講義並びに午餐会
 8日 人事教授会
 11日 教授会, 研究科委員会
 19日 薬窓会総会, 卒業祝賀会
 23・24日 入学試験
 29日 選考委員会
 4月1日 教授会
 10日 教授会
 12日 新入学生オリエンテーション
 15日 新学期授業開始
 17日 教授会
 18日 大学院新入生オリエンテーション
 19日 教授会
 24日 教授会
 25日 教務委員会

- 26日 講座主任会議
 27日 予算委員会

工学部

- 3月5日 一般教授会
 6日 学部補導委員会
 7・8日 大学院工学研究科(修士課程)入学試験
 11日 大学院工学研究科委員会, 専任教授会
 14日 一般教授会, 専任教授会
 18日 一般教授会, 専任教授会
 23・24日 入学試験
 4月1日 教授会
 10日 一般教授会
 12日 新入学生オリエンテーション及び健康診断
 15日 新学期授業開始
 26日 専任教授会, 大学院工学研究科委員会

教養部

- 3月4日 人事教授会
 8日 人事教授会, 教授会(第27回)
 4月10日 人事教授会, 教授会(第1回)
 15日 教養部オリエンテーション
 ♪ 一般教育担当部長会議(於 国立教育会館)
 16日 新学期授業開始
 24日 教授会(第2回)

附属図書館

- 3月5日 事務打合会(本館内)
 6日 同上(第9回)
 9日 図書館セミナー開講(第1回)
 12日 図書館商議会(第5回)
 14日 事務打合会(本館内)
 28日 同上(第10回)
 4月3日 同上(本館内)
 13日 図書館利用オリエンテーション
 15日 時間外開館開始
 24日 42年度増加図書目録刊行
 25日 事務打合会(本館内)
 26日 同上(♪)
 27日 同上(♪)
 30日 同上(♪)

経営短期大学部

- 3月2日 入学志願者健康診断書審査
 6日 入学試験問題作成委員会
 ♪ 入学志願者調査書審査
 7日 教授会
 11日 卒業認定発表
 16日 入学試験
 19日 卒業式

- 25日 編入学者試験
- 27日 教授会，入学試験合格者発表
- 4月11日 入学式
- 12日 教授会，入学者歓迎会
- 15日 学生定期健康診断
- 16日 学生レントゲン検査，体育実技オリエンテーション
- 25日 職員定期健康診断
- 26日 授業料減免委員会
- 30日 短大後援会事務監査

編集

富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190

印刷所

中央印刷株式会社
富山市下奥井28
電話 ㊶6772番 ㊵8061番